平成２６年（フ）第１６８６号
札幌市西区八軒10条西６丁目４番25号
債務者　有限会社イマージュ札幌
代表者代表取締役　鈴木　　純
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　大雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月28日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４６号
北海道滝川市栄町３丁目９番２号
債務者　有限会社アイムライフプラン
代表者取締役　遠藤　隆治
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　政池　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午後２時
札幌地方裁判所滝川支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１４６号
三重県津市白塚町1915番地１
債務者　中村　照子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　敏秀
4　破産債権の届出期間　平成26年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４２０号
岡山市北区富田町２丁目９番１号
債務者　今田　直義
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　　寛
4　破産債権の届出期間　平成26年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２１号
岡山市北区野田屋町２―９―10吉原マンション401、住民票上の住所岡山市北区富田町２丁目９番１号
債務者　今田　敏明
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　　寛
4　破産債権の届出期間　平成26年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３号
宮城県遠田郡美里町牛飼字八反４番地１　パストラルハイツＢ202、申立時の住所宮城県大崎市古川福沼２丁目８番13号
債務者　星　　宏明
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　　健
4　破産債権の届出期間　平成26年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１６９２号
札幌市清田区清田６条１丁目11番21号
債務者　福井　孝行
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　正佳
4　破産債権の届出期間　平成26年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３号
富山県下新川郡朝日町南保町92―25
債務者　杉本謙一郎
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　　健
4　破産債権の届出期間　平成26年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２６年（フ）第２７６号
奈良市京終地方西側町11番地の３
債務者　中西　文治
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝岡　直美
4　破産債権の届出期間　平成26年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月19日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１９８号
長崎県長崎市戸町３丁目11番５号
債務者　本岡　英樹
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　朋子
4　破産債権の届出期間　平成26年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４８９号
愛知県半田市相賀町１番地の80
債務者　中山さゆり
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細井　靖浩
4　破産債権の届出期間　平成26年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６０４号
横浜市神奈川区菅田町1983番地６
債務者　鈴木　浩幸
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　博毅
4　破産債権の届出期間　平成26年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６０５号
横浜市神奈川区菅田町1983番地６
債務者　鈴木　　愛
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　博毅
4　破産債権の届出期間　平成26年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７６１号
東京都東村山市廻田町１丁目33番地３
債務者　山崎　元靖
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸島　良成
4　破産債権の届出期間　平成26年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月３日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３５７号
川崎市幸区南幸町１丁目17番地　菅野ビル402
債務者　井上　宏江（旧姓真鍋）
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　妻鹿　琢生
4　破産債権の届出期間　平成26年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係